

## 京都家庭裁判所委員会（第35回）議事概要

### 1 日時

令和3年6月28日（月）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

京都家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

小池覚子，澤田孝，徳岡由美子，廣瀬朱実，堀朝樹，南哲也，村松朋子，目黒重幸，山本拓生，湯川毅（五十音順，敬称略）

（事務担当者等）

野路正典，大杉文子，吉田隆樹，吉田義一，木村晶江，石居友紀，永井英雄，田和由一，本村愛子，松永淳，松木慎治，船岡孝之，大瀧一仁，横山啓子

### 4 テーマ

「お子さんにとって望ましい話し合いをするためのガイダンス」について

### 5 議事概要

#### (1) 開会

#### (2) 新委員等の紹介

#### (3) 委員長選任

委員の互選で徳岡由美子委員が委員長に選任された。

#### (4) 前回のフィードバック

前回の委員会では，当庁の新型コロナウイルス感染症対策について評価された一方，来庁者への対応に比べ職員同士の感染予防が後回しになっていないかとの指摘があり，職員間の感染防止対策も徹底しながら裁判業務を行っている。

前回の委員会以降，コロナ禍の状況は大きく変化しているが，感染防止対策を徹底しながら引き続き来庁者が安心できるよう取り組んでいる。

(5) 裁判所からの説明

御意見をお伺いしたい事項

- 1 ガイダンスの受講意欲を高めるための案内方法について
- 2 ガイダンスの目的に適う効果的な内容や運営方法について

(6) 議事・意見交換（◎は委員長，○は委員，●は裁判所からの説明）

- 感想文提出の案内はどの時点で行うのか。また，受講率36.6パーセントとのことだが，受講しなかった人にその理由を確認しているのか。
- 感想文は，当日パンフレットと一緒に用紙を机上配布した上で，任意での提出をお願いしている。
- 受講しない理由は，仕事が休めないということと遠隔地に住んでおりそのためだけに裁判所に行けないという2つに概ね集約される。
- 仕事が休みにくい人には，動画配信するのが効果的ではないか。ただし，90分は長いと感じる。
- ◎ 最高裁作成のビデオではなく，ガイダンスそのものを動画化して配信するということか。
- ドラマ仕立てのものは当事者によっては逆効果になることもあり得るので，伝えたいことをまとめた動画を作成・配信したほうが効果的だと考える。事前にレクチャーを受けたいと考える当事者は多いはずである。
- 以前は，調停期日の待ち時間を利用してDVDを見てもらう形で行われていたが，現在の形で行うようになったのはなぜか。
- 裁判所としては，調停の待ち時間に当事者を個別の部屋に案内しDVDを見てもらう方式では，案内する職員の負担が大きいということ，調停事件の増加に伴い部屋の確保に支障を来すようになったことから集団型で行っている。集団型のメリットは，受講者が，自分だけでなく皆同じように悩んでいるのだとわかるどころと職員が直接お声がけができるという点である。
- ガイダンスの内容はすばらしいものなので，いかに受講率を上げるのかが

課題だ。

- コロナ禍で受講率は低くなっているのか。
- 昨年4, 5月の緊急事態宣言下では個別対応をしており, 夏ころまではその影響があったように思う。現在は三密回避の観点から人数制限をしているが, 受講率に大きな影響は出ていないと理解している。
- 受講が離婚について考える機会となり有用なので, 受講率を上げる工夫が必要だ。また, 親の対応によっては, 子どもの理解のないまま手続が進んでしまうことになるので, 子供向けビデオを用意したり, 裁判所から子どもに説明する機会を設けるなどの仕組みがあればよいと思う。
- 裁判所では, 不受講の人に対し調停期日に受講を促すことで受講率の向上を図っているが, ほかにいいアイデアがあれば教えていただきたい。
- 限られた日程なので, 行きたくても行けない人がいるのではないか。現状のガイダンスのほかに個別対応方式やオンラインでの実施などを併用することが効果的だと考える。
- ◎ 子どもに対する働きかけは行っているのか。
- 調査官の調査を通じて子どもの状況を把握し, 働きかけを行っている。諸外国では子ども向けにガイダンスに似た働きかけを行っているところもあるが, 日本の家庭裁判所では行われていない。
- 裁判所としては, 受講率36.6パーセントは必ずしも低くはないと考えている。父親の受講が意外と多いなど, 多くの方が子どもに関心を持って調停に臨んでくれていることを実感している。子どもへの配慮についても従前以上に調査官が関与するようになっている。
- 男女比の受講率はさほど差がないようだが, 申立人・相手方の比率はどうか。
- 統計はないが, 離婚調停の申立人は母親が圧倒的に多く, 相手方は父親が多い。ここから母親の受講率の方が高いと予測していたが, 当庁では父親の

受講率の方が高く、父親から肯定的な感想をもらうことも多い。

- 調停手続では、相手方が非協力的ではないかとの印象を持っていたので意外である。
- 面会交流事件では父親が申立人であることが多く、いろいろな場面が考えられる。
- 今まで様々な解決を試みてうまく行かず調停に至っているという点で当事者には恥であると感じる部分があるのではないか。不受講者へのアプローチではその感情をさらにかき立てないように対応すべきで、そのためには前向きなスタンスで参加できるような対応が必要だと思う。
- ガイダンスの案内書が父親用、母親用に分かれているが、分ける必要はあるのか。さらに受講率を上げるには、機会を増やすことにつけるのではないか。調停に出頭するだけでも時間的に無理をしているところ、さらに別の日にガイダンスを受講するのは負担が大きいため、オンラインで土日でも夜間でも受講できる体制作りが有効だと思う。
- ◎ 案内書や開催日を父母別にしている目的は何か。
- 相手とは顔を合わせたくない人が多いこと、DV案件などにおける安全性の確保の面などから、分けた方が受講へのハードルが低くなると考えている。案内書を分けているのも、相手にはこちらの来る日が分からないという安心感を与えるためでもある。
- ガイダンスは有意義な取組だし受講者の感想もポジティブなものも多く、多くの人に受講してほしいと考える。手続の流れが「申立て」→「ガイダンス」→「調停期日」となっているが、調停手続中や調停終了後にガイダンスは受講できるのか。
- 第1回期日前の受講が望ましいが、期日間でもかまわない。ただし、調停終了後は、来庁の理由がなくなるので受講できない。
- このガイダンスは、面会交流にも有意義だと考えるので、離婚調停後にも

受講できるようにしたらいいのではないか。案内書は子どものためという視点で書かれているが、親にとってのメリットという視点も入れることで受講のハードルが下がる人もいると考える。

- 現在の受講率はかなり高く、これを単純に上げるのは難しいと思うが、不受講者に、最高裁作成の動画を視聴の上、感想文を提出することを提案し、そこで関心を持った人に受講を促すと効果が大きいと考える。調停成立までにそれぞれの当事者が子の利益をきちんと考えようとするのがガイダンスの主旨だと思うが、最高裁作成の動画はその動機づけになると思う。
- 案内書について、レイアウトの工夫や文字数の減少を行い、見ただけで主旨を把握できるものにできないか。
- 案内書は見ただけで言いたいことが分かるようにすべきだが、言いたいことを盛り込みすぎて結局言いたいことが拡散しているように思う。ガイダンスを受講して得られるメリットを具体的に示せれば、受講率は上がると思う。
- 父親については、集団型であることが心理的負担である人も多いと思うので、受講者同士が見えない形での実施はできないか。
- 沈黙が苦痛にならないように、ガイダンスが始まるまでは調停手続案内のDVDをループ再生している。
- 案内書が、他の大量の書類と同封されているので、重要度が伝わりにくいのではないか。可能なら案内書の配布のタイミングをずらしたらよいと思う。
- 当事者にとっては提出すべき書類の方が重要なので、案内書は後回しになるのではないか。2回に分けて送付できないか。
- 当事者の費用で送付する関係から、現在は1回で郵送していない。
- 委員会で出た意見を、裁判所がどのように受け止めて業務に反映させていくのかが大切だと考えている。この委員会の意見についてもフィードバックさせて次回委員会での報告をお願いする。
- ◎ 裁判所においては、御意見は現場に還元し、検証、改善等を行った上でそ

の結果を次回委員会に報告されたい。

(7) 次回期日とテーマ

期 日 令和3年12月16日（木）午後3時

テーマ 「少年審判と被害者への配慮」